

2020年12月11日

各位

会社名 株式会社 ヤプリー
代表者名 代表取締役社長 CEO 庵原 保文
(コード番号: 4168 東証マザーズ)
問合せ先 取締役CFO経営管理本部長 角田 耕一
(TEL 03-6866-5730)

発行価格及び売出価格の決定並びに オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数決定のお知らせ

当社株式の発行価格及び売出価格並びにオーバーアロットメントによる売出しの売出株式数等につきまして、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

1. 発行価格・売出価格 1株につき 金3,160円

2. 価格決定の理由等

発行価格等の決定に当たりましては、仮条件(2,960円～3,160円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

- ① 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
- ② 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
- ③ 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、3,160円と決定いたしました。

なお、引受価額は2,923円と決定いたしました。

3. オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数 726,600株

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 公募による募集株式発行

増加する資本金	511,525,000円(1株につき1,461.50円)
増加する資本準備金	511,525,000円(1株につき1,461.50円)
上場時資本金の額	1,983,927,500円

(新株予約権の権利行使により増加する可能性がある。)

(2) 第三者割当による募集株式発行

増加する資本金(上限)	512,986,500円(1株につき1,461.50円)
増加する資本準備金(上限)	512,986,500円(1株につき1,461.50円)

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

5. 指定販売先への売付け（親引け）

(1) 当社が引受人に対し、販売を要請した親引け先の概況については以下のとおりです。

親引け先の状況等①

- | | |
|------------------|---|
| a. 親引け先の概要 | 株式会社T S I ホールディングス
東京都港区北青山一丁目2番3号 |
| b. 親引けしようとする株式の数 | 当社普通株式 79,100株 |
| c. 販売条件に関する事項 | 販売価格は、上記1. の発行価格・売出価格となります。 |
| d. ロックアップについて | 下記【ご参考】「2. ロックアップについて」をご参照ください。 |
| e. 親引け後の大株主の状況 | 公募による募集株式の発行及び引受人の買取引受による売出しを勘案した親引け後の株式会社T S I ホールディングスの所有株式数は79,100株（潜在株式数を含む株式総数の0.61%）となり、第8位の大株主となります。 |

親引け等の状況等②

- | | |
|------------------|---|
| a. 親引け先の概要 | 株式会社アルペン
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号 |
| b. 親引けしようとする株式の数 | 当社普通株式 79,100株 |
| c. 販売条件に関する事項 | 販売価格は、上記1. の発行価格・売出価格となります。 |
| d. ロックアップについて | 下記【ご参考】「2. ロックアップについて」をご参照ください。 |
| e. 親引け後の大株主の状況 | 公募による募集株式の発行及び引受人の買取引受による売出しを勘案した親引け後の株式会社アルペンの所有株式数は79,100株（潜在株式数を含む株式総数の0.61%）となり、第8位の大株主となります。 |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)	公募による募集 株式発行及び引 受人の買取引受 けによる売出し 後の所有株式数 (株)	公募による募集 株式発行及び引 受人の買取引受 けによる売出し 後の株式（自己 株式を除く。） の総数に対する 所有株式数の割 合 (%)
庵原 保文	東京都武蔵野市	2,348,100	18.72	2,207,300	17.12
佐野 将史	東京都港区	2,348,100	18.72	2,207,300	17.12
Eight Roads Ventures Japan II L.P.	Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke, HM 19, Bermuda	1,133,700	9.04	840,000	6.52
黒田 真澄	千葉県柏市	828,900	6.61	746,100	5.79
YJ 1号投資事業組 合	東京都千代田区紀尾井 町1番3号	2,102,400	16.76	314,600	2.44
グロービス4号フ ァンド投資事業有 限責任組合	東京都千代田区二番町 5番1号	1,112,700	8.87	219,400	1.70
Globis Fund IV, L.P.	45 Market Street, Suite 3120 Gardenia Court, Camana Bay, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	667,200	5.32	131,600	1.02
株式会社T S I ホ ールディングス	東京都港区北青山一丁 目2番3号	—	—	79,100	0.61
株式会社アルペン	愛知県名古屋市中区丸 の内二丁目9番40号	—	—	79,100	0.61
YJ 2号投資事業組 合	東京都千代田区紀尾井 町1番3号	42,600	0.34	42,600	0.33
YJ 3号投資事業組 合	東京都千代田区紀尾井 町1番3号	42,600	0.34	42,600	0.33
計	—	10,626,300	84.71	6,909,700	53.60

(注) 1. 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2020年11月13日現在のものであります。

2. 公募による募集株式発行及び引受人の買取引受けによる売出し後の所有株式数並びに公募による募集株式発行及び引受人の買取引受けによる売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

所有株式数の割合は、2020年11月13日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、公募による新株式発行、引受人の買取引受けによる売出し、退職による新株予約権の失権（3,000株）及び親引けを勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 募 集 株 式 数 | 当社普通株式 350,000株 |
| (2) 売 出 株 式 数 | ① 引受人の買取引受けによる売出し
当社普通株式 4,495,400株 |
| | ② オーバーアロットメントによる売出し
当社普通株式 726,600株 |
| (3) 申 込 期 間 | 2020年12月14日（月曜日）から
2020年12月17日（木曜日）まで |
| (4) 払 込 期 日 | 2020年12月21日（月曜日） |
| (5) 株 式 受 渡 期 日 | 2020年12月22日（火曜日） |

(注) 上記(2)①に記載の引受人の買取引受けによる売出しに係る売出株式のうちの2,785,900株が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されます。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるである庵原保文、佐野将史及び黒田真澄は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2021 年 6 月 19 日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社株式をみずほ証券株式会社が取得すること等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、売出人である YJ1 号投資事業組合、グロービス 4 号ファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund IV, L.P.、テクノロジーベンチャーズ 4 号投資事業有限責任組合及び川田尚吾は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が発行価格の 1.5 倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後にみずほ証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

さらに、当社の新株予約権を保有する角田耕一、金子洋平、井階京太、亀田直、松尾要、新岡裕子、田村有正、市川昌志、中山健志、山戸一郎及びその他 30 名は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行（ただし、公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2020 年 11 月 13 日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、共同主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む。）後 180 日目の日（2021 年 6 月 19 日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券取引法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。